

# 貸切バス事業者の緊急重点監査の結果概要



別添 1

緊急重点監査の対象事業者		298者	100%
立入検査時に指摘を受けた事業者〔精査中〕		250者	83.8%
(1)乗務時間等の基準		192者	64.4%
	一部(6件未満)遵守されていない	131者	43.9%
	多数(6件以上16件未満)遵守されていない	54者	18.1%
	大多数(16件以上)遵守されていない	7者	2.3%
(2)運転者に対する点呼		48者	16.1%
	一部(20%未満)実施されていない	30者	10.0%
	多数(20%以上50%未満)実施されていない	13者	4.3%
	大多数(50%以上)実施されていない	5者	1.6%
(3)運転者に対する指導監督		118者	39.5%
一般的な指導監督	一部(50%未満)実施されていない	78者	26.1%
	多数(50%以上100%未満)実施されていない	28者	9.3%
	全く実施されていない	3者	1.0%
特別な指導	多数(50%以上)実施されていない	31者	10.4%
(4)日雇い運転者		22者	7.3%
	1名選任していた	7者	2.3%
	複数選任していた	15者	5.0%
(5)名義貸し		1者	0.3%
(6)営業区域外で運送していた		50者	16.7%
(7)運行指示書を作成していない		5者	1.6%
(8)社会保険等に参加させていない		33者	11.0%
(9)その他		189者	63.4%

(注) 赤字: 高速ツアーバス運行事業者リストにおいて、1つ以上該当すれば「運行の安全確保の観点から重大又は悪質な法令違反」としているもの  
 黄字: 高速ツアーバス運行事業者リストにおいて、2つ以上該当すれば「運行の安全確保の観点から重大又は悪質な法令違反」としているもの

左記の(注)の基準に該当する事業者数: 48者, 16.1%